

県立体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第9号

県立体育館条例の一部を改正する条例

県立体育館条例（昭和42年岩手県条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

区 分			普通利用料金の上限額							特別利用料金の上限額	
			全館貸切使用					区分使用	個人使用		
			8時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで	8時から 17時まで	12時から 21時まで	8時から 21時まで	1区分1 時間まで ごとに		
入場料 等を徴 収しな い場合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	学生及び 生徒	円 3,550	円 5,560	円 7,400	円 9,110	円 12,950	円 16,500	円 640	円 90	1 休日割増料 日曜日、土曜日、国民の祝日に関 する法律（昭和23年法律第178号） に規定する休日、12月29日から31日 までの日並びに1月2日及び3日に 、その他の催しに使用する場合にお いては、普通利用料金の額の2割に 相当する額（100円未満の端数は、 切り上げる。） 2 附属の施設又は設備の利用料金 附属の施設又は設備を使用する場 合においては、1件又は1式1時間 までごとに2,790円の範囲内で知事 が定める額 3 電気料及び暖房料
		一般	7,090	11,120	14,820	18,210	25,940	33,030	1,100	100	
		その他の催しに使用 する場合	35,490	55,560	74,140	91,060	129,700	165,200	3,230		
入場料 等を徴 収する 場合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	学生及び 生徒	7,090	11,120	14,820	18,210	25,940	33,030	910		
		一般	14,200	22,250	29,630	36,450	51,880	66,080	1,540		
		その他の 催しに使用 する場合	53,220	83,360	111,190	136,580	194,550	247,770	5,070		
	興行とし	106,450	166,750	222,410	273,200	389,160	495,610	9,690			

		て行うものである場合																		電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額
第4条の規定による許可を受けた場合の利用料金の上		1人1時間までごとに940円																		
限度額																				

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。